

京都大学情報学研究科同窓会 総会配布資料

平成 20 年 7 月 21 日 (月)

京都大学情報学研究科同窓会委員会

行事次第

1. 研究会

時刻：10:30 ~ 12:30

場所：京都大学東京連絡事務所

(東京都千代田区丸の内 1 丁目 7 番 12 号「サピアタワー」10 階)

2. 総会

時刻：14:00 ~ 15:30

場所：同上

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 事業報告
- (4) 決算報告
- (5) 委員選出
- (6) 委員紹介
- (7) 事業計画
- (8) 予算案
- (9) その他の議題
- (10) 閉会

3. 懇親会

時刻：15:30 ~ 17:00

場所：TENQOO (サピアタワー 27 階)

平成 19 年度事業報告

平成 19 年度には以下の事業を行いました。

1. 名簿データ収集の円滑化を目的とした会員枠の拡大
 - 具体的には、「準会員」という在学生用の会員枠を新たに創設しました。
2. 名簿データの収集

- 学位記授与の場において修士課程修了生の名簿データを収集しました。
 - 修士および博士課程の入学ガイダンスの場において新入生の名簿データを収集しました。
3. 総会および関連行事の開催
- 総会を東京にて開催しました。
 - 総会の開催に合わせ、会員相互の親睦や情報交換等を目的とした研究会を同時に開催しました。
4. 名簿システムの運用中止
5. 会計幹事の再委嘱
- 前会計幹事 大黒 健太郎 様の一身上の都合により、会計幹事を 岡本 雅子 様に委嘱致しました。

平成 19 年度決算報告

別紙のとおり決算報告いたしますので承認頂けましたら幸いです。

特記事項

- 会費収入（売上高）について：
会費収入が減少しました（実績 665,000 前年度 725,000）。
- 前年度および予算案との比較：

	18 年度実績	19 年度予算案	19 年度実績
会費収入	725,000	725,000	665,000
支出	574,224	400,000	371,290

平成 20 年度同窓会委員構成

会長	永原 正章		
顧問	宗像 豊哲	(数理工学専攻教授)	
同窓会委員	大内田 裕胤	(知能情報学専攻)	庶務幹事
	小蔵 正輝	(複雑系科学専攻)	名簿幹事
	久保木 猛	(通信情報システム専攻)	
	佐藤 健治	(複雑系科学専攻)	会計幹事
	岡本 雅子	(社会情報学専攻)	
	中村 和晃	(知能情報学専攻)	
	山根 昇平	(社会情報学専攻)	
	警田 太郎	(数理工学専攻)	
	四熊 尚方	(知能情報学専攻)	

平成 20 年度事業計画案

平成 20 年度には以下の事業を計画しています。

1. 情報学研究科創立 10 周年記念事業への協力

- 開催日時・場所は次のとおりです。
 - － 日時：2008 年 11 月 22 日(土)
 - － 場所：芝蘭会館（京都市左京区吉田牛の宮 11-1）

前年度の総会にて、情報学研究科同窓会設立 10 周年記念事業を研究科創立 10 周年記念事業との共同事業として開催することを検討する旨の報告をさせて頂きましたが、現時点では同窓会は設立 8 周年目であることなどを踏まえ、今回は研究科への協力という形にとどめ、同窓会設立 10 周年記念事業は独自に執り行うことにしたいと考えております。

2. 総会および関連行事の開催

- 平成 19 年度に引き続き、総会開催時における研究会の同時開催を検討しております。

3. 修了生および新入生の名簿データの収集

- 修了生については、修了に伴う名簿データの更新を円滑に行うためにデータ収集を行います。

平成 20 年度予算案

平成 20 年度の予算案を下記のように提案致しますので承認頂けましたら幸いです。

	19 年度実績	20 年度予算案
売上高（会費収入）	665,000	665,000
管理費	371,290	350,000
営業外収益	4,383	200,000
純利益	298,093	515,000

特記事項

- 名簿システムの利用を中止したことで、年間 20 万円あまりの管理費が節約できることとなりました。
- 情報学研究科から、年間 20 万円あまりの宣伝費（会員に告知メールを流す費用）を頂けることとなりました。
- これらを背景に、財務状態の向上を図りつつ、積極的な同窓会活動への支出に振り向けて行ければと考えております。

入退会規定の新設に関する承認決議

前年度、準会員枠を新たに創設するにあたり、会員、準会員および特別会員枠の要件の整備を試みました。その際、現行の会則の下では、入退会に関する明確な規定が存在しないために、退会希望者等の取り扱いを明確に規定できないという問題点が浮上しました。そこで今回、入退会に関する規定を新設することを提案致します。具体的な提案は以下のようになります。

1. 会則 第五条（構成）の名称を「会則 第五条（入会資格）」に変更し、その内容を次のように修正する。

第五条（入会資格）

本会の入会資格は、以下に定めるとおりとする。

正資格

- 京都大学大学院情報学研究科博士前期課程（修士課程）の修了生
- 京都大学大学院情報学研究科博士後期課程の修了生
- 京都大学大学院情報学研究科博士後期課程の単位取得認定退学者

準資格

- 正資格を持たない
- 京都大学大学院情報学研究科博士前期課程（修士課程）の在学学生
- 京都大学大学院情報学研究科博士後期課程の在学学生

特別資格

- 正資格および準資格を持たない
 - 京都大学大学院情報学研究科及びその連携講座，協力講座に所属する教員，技術職員，事務職員，秘書
 - 京都大学大学院情報学研究科の旧教官，教員，旧技官，技術職員，旧事務官，事務職員，秘書
2. 会則 第六条 (入会規定)，第七条 (退会規定)，第八条 (除名規定) を下記の内容で新設する．

第六条 (入会規定)

本会への入会は，下記の手続きをもって行われるものとする．

正資格

修了時の名簿情報の提出を以って入会とする．

準資格

入学時の名簿情報の提出を以って入会とする．

特別資格

本会委員会へ申請し，承認を得ることを以って入会とする．

第七条 (退会規定)

会員は本人が本会委員会に申請することにより，退会することができる．

- 退会する会員は，滞納している会費がある場合，それを本会に支払わなければならない．
- 退会する会員が本会にすでに支払った会費について，払い戻しは行わない．
- 退会する会員は，退会時に本会会員名簿から自身に関する情報を消去することを希望する場合にはその旨を本会委員会に通知することとする．
- 退会する会員に対して，本会は本会の一部のサービス（会員向けメールの受信）を引き続き提供する．これを希望しない場合にはその旨を本会委員会に通知することとする．

第八条 (除名規定)

本会委員会は，会員のうち，運営妨害行為を行った者，会員に対して迷惑行為を行った者，その他本会委員会が会員として不適切と判断した者を，除名処分とすることができる．

- 除名された会員は，滞納している会費がある場合，それを本会に支払わなければならない．
- 除名された会員が本会にすでに支払った会費について，払い戻しは行わない．
- 除名された会員の情報は，本会会員名簿から削除される．

3. 上記 2. に伴い，現行の会則 第六条以下の条番号を三番ずつ増加させる．

委員規定の修正に関する承認決議

現行の会則 第七条 (委員) の下では，同窓会委員に関して，「卒業期毎に 1 名以上の委員を選出」し，かつ「委員の半数以上を学生でない会員から選出するものとする」と規定さ

れております。しかし現状、学生でない委員、すなわち社会人委員は地理的な制約などのために委員会に出席しにくく、結果として社会人委員という枠自体が形骸化している傾向にあります。これに加え、本会の事業や活動の活性化という観点からは、学生・社会人を問わず意欲のある会員に委員を委嘱できるような柔軟な体制が望まれます。このような現状を踏まえ、委員に関する規定を修正することを提案致します。具体的な提案は以下のようになります。

現行の会則 第七条 (委員) の条番号を、上述の入退会規定の新設に伴う形で第十条へと変更し、その内容を以下のように修正する。

第十条 (委員)

本会会員から 3 名以上の委員を選出する。委員の任期は 1 年とし、重任は妨げない。

京都大学情報学研究科同窓会 会則改正案

条文が太字で書かれている箇所が、今回改正を提案している箇所です。

第一条 (名称)

本会は京都大学情報学研究科同窓会と称する。

第二条 (事務局)

本会事務局は、京都大学大学院情報学研究科内に置く。

第三条 (目的)

本会は会員相互の親睦を深め、学術文化の発展に寄与することを目的とする。

第四条 (事業)

前条の目的を達成するために、本会は次の事業を行う。

- 総会
- 会員名簿の作成
- 懇親会などの開催
- その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第五条 (入会資格)

本会の入会資格は、以下に定めるとおりとする。

正資格

- 京都大学大学院情報学研究科博士前期課程（修士課程）の修了生
- 京都大学大学院情報学研究科博士後期課程の修了生
- 京都大学大学院情報学研究科博士後期課程の単位取得認定退学者

準資格

- 正資格を持たない
- 京都大学大学院情報学研究科博士前期課程（修士課程）の在學生
- 京都大学大学院情報学研究科博士後期課程の在學生

特別資格

- 正資格および準資格を持たない
- 京都大学大学院情報学研究科及びその連携講座、協力講座に所属する教員、技術職員、事務職員、秘書
- 京都大学大学院情報学研究科の旧教官、教員、旧技官、技術職員、旧事務官、事務職員、秘書

第六条 (入会規定)

本会への入会は、下記の手続きをもって行われるものとする。

正資格

修了時の名簿情報の提出を以って入会とする。

準資格

入学時の名簿情報の提出を以って入会とする。

特別資格

本会委員会へ申請し、承認を得ることを以って入会とする。

第七条 (退会規定)

会員は本人が本会委員会に申請することにより、退会することができる。

- 退会する会員は、滞納している会費がある場合、それを本会に支払わなければならない。
- 退会する会員が本会にすでに支払った会費について、払い戻しは行わない。
- 退会する会員は、退会時に本会会員名簿から自身に関する情報を消去することを希望する場合にはその旨を本会委員会に通知することとする。
- 退会する会員に対して、本会は本会の一部のサービス（会員向けメールの受信）を引き続き提供する。これを希望しない場合にはその旨を本会委員会に通知することとする。

第八条 (除名規定)

本会委員会は、会員のうち、運営妨害行為を行った者、会員に対して迷惑行為を行った者、その他本会委員会が会員として不適切と判断した者を、除名処分とすることができる。

- 除名された会員は、滞納している会費がある場合、それを本会に支払わなければならない。
- 除名された会員が本会にすでに支払った会費について、払い戻しは行わない。
- 除名された会員の情報は、本会会員名簿から削除される。

第九条 (会長)

本会には会長一名を置く。会長は本会を統轄し、本会を代表する。会長は、委員会の推薦に基づき総会において会員の中から選出され、その任期は3年とする。

第十条 (委員)

本会会員から3名以上の委員を選出する。委員の任期は1年とし、重任は妨げない。

第十一条 (委員会)

会長および委員は委員会を組織する。委員会は本会の運営について協議し、総会に対し会長候補を推薦する。

第十二条 (幹事)

委員の中から互選した若干名に会長が幹事を委嘱する。幹事は会長を補佐し、庶務、会計、会員名簿の管理などの会務を執行する。

第十三条 (顧問)

本会には顧問を若干名置くことができる。会長は、京都大学大学院情報学研究科から推薦された教官に顧問を委嘱する。顧問の任期は1年とする。

第十四条 (総会)

総会は年度毎に会長によって招集される。総会では、事業報告、事業計画、決算および予算の承認、会長の改選、その他の議事を行う。臨時総会は、委員会の発議により会長が招集する。総会の決議は出席会員の過半数の同意を必要とする。

第十五条 (会費)

会員は別途定めた額を会費として納入する。会費額の決定・変更は総会の承認を必要とする。

第十六条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第十七条 (会則改正)

本会則の改正は、総会の決議を経ることを要する。